

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日の翌日を除く)

目 次

- ◇告 示 指定老人訪問看護事業者の指定(医務課)
- ◇公安告示 遊技機の型式の検定(生活安全企画課)
- ◇公 告 第二種大規模小売店舗の出店調整処理状況(中小企業課)

告 示

鳥取県告示第五百六十八号

老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第四十六条の五の二第一項の規定に基づき、平成七年八月一日付で指定老人訪問看護事業者の指定をしたので、同法第四十六条の十七の九の規定により、次のとおり告示する。

平成七年八月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 指定老人訪問看護事業者の名称
鳥取医療生活協同組合

二 指定老人訪問看護事業者の主たる事務所の所在地

鳥取市末広温泉町二五二

三 老人訪問看護ステーションの名称

せいきよう訪問看護ステーションすずらん

四 老人訪問看護ステーションの所在地

鳥取市西品治八〇六

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第四十九号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第九条第一項の規定により告示する。

平成七年八月十五日

鳥取県公安委員会委員長 上 田 務

申 請 者	氏 名		所 在 地	製 造 者	検 定 号	有 効 期 間
	姓 名	名 称				
遊技機の種類	遊技機の区分	型 式 名	製 造 者	検 定 号	有 効 期 間	
遊技機	遊技機	CRフインター ックスルGP	株式会社 三共	500275	7年8月15日 から3年間	

〃	〃	CRフイーパーコ マックスP	〃	500287	〃
〃	規則第6条第1号 口該当機	パチパチスタジアム	〃	520235	〃

申請者	氏名又は名称	住所	株式会社三洋物産	名古屋市千種区今池三丁目9-21
申請者	法人にあってはその代表者の氏名 金沢 要求			

遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	製造者名	検定号	有効期間
ぱちんこ遊技機	規則第6条第1号 イ該当機	CR冒険島	株式会社三洋物産	500283	7年8月15日 から3年間
〃	規則第6条第1号 ロ該当機	ギンギラパラダイスV	〃	520181	〃

申請者	氏名又は名称	住所	株式会社藤商事	大阪府東大阪市荒川3丁目10-7	
申請者	法人にあってはその代表者の氏名 土谷 敬一				
遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	製造者名	検定号	有効期間
ぱちんこ遊技機	規則第6条第1号 イ該当機	アタック藤丸くん	株式会社藤商事	500254	7年8月15日 から3年間

申請者	氏名又は名称	住所	株式会社ニューギン	名古屋市中村区鳥森町3丁目56	
申請者	法人にあってはその代表者の氏名 新井 健司				
遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	製造者名	検定号	有効期間
ぱちんこ遊技機	規則第6条第1号 イ該当機	CRフルーツカクテル3	株式会社ニューギン	500304	7年8月15日 から3年間

公 告

平成7年度第1四半期（4月～6月）内の第2種大規模小売店舗の新設及び種別変更に係る出店調整処理状況を次のとおり公表する。

平成7年8月15日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 平成7年度第1四半期内に「出店調整の処理手続が終了した案件の出店調整の処理期間別件数

処理期間	3月以内のもの	3月を超え6月以内のもの	6月を超え9月以内のもの	9月を超え12月以内のもの	合計
件数	0	0	3	0	3

備考

この表において「処理期間」とは、次に掲げる各期間を合計した期間をいう。

- 1 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号。以下「法」という。）第3条第1項又は第3条の2第1項の規定による届出（以下「法3条等届出」という。）がされた日から地元説明終了の日まで
- 2 法第5条第1項又は第6条第2項の規定による届出（以下「法5条等届出」という。）がされた日から法第7条第1項の規定による勧告を行った日（勧告を行わない場合は、同項の期間が満了する日）まで

2 平成7年6月30日現在の出店調整の処理状況別件数

処理状況	法3条等届出以後地元説明終了以前のもの	地元説明終了後法5条等届出前のもの	法5条等届出以後鳥取県大規模小売店舗審議会の意見聴取終了以前のもの	意見集約中のもの	鳥取県大規模小売店舗審議会で審議中のもの	合計
件数	2	0	3	0	1	6